

新規就農者を紹介します

株式会社ぐるぐるファーム代表取締役の大石 龍さんは、大津市南部地域で九条ネギと多品目のプランタ栽培を行っています。農業関連会社での2年半の研修を経て独立、会社を設立しました。

Q1 農業をはじめのきっかけは？

13年間、看護師として病院で勤務していました。建物の中で過ごす時間が長く、自然に触れる時間が少なくなっていた中で、『農業』が医療の現場に必要な分野であることを強く感じて転職しました。

Q2 どのようなサポートを受けていますか？

地域の方をはじめ、普及センターの方、種を購入している種屋さんも栽培のアドバイスをしてくれて助かっています。

Q3 農業で大変に感じることは？

法面の草刈りが大変ですが、一心不乱に草刈りをして、振り返った瞬間は達成感があります。

Q4 農業への取り組みについて教えてください。

環境こだわり農産物の認証取得や、ネギの残渣を堆肥化して畑に還元しています。あとは、ソーラーパネルで発電したエネルギーを農機具の動力にできるように取り組んでいます。

Q5 これから農業をはじめの人に向けて一言

農地の確保の1つ目のハードルはものすごく高いですが、一度地域に認めてもらうと展開は早いです。私自身は普段からの挨拶、立ち話を大切にしています。それが自分自身の売り込みにもつながっていると思います。



～看護師としての経験を農業に～

農作業は、心の安定をもたらし、認知症の予防などにもつながると考えます。医療、介護施設で生活されている方々に対して、農作業を提供できる仕組み、更には報酬を得られるようなシステムを構築中です。

農業×医療・介護によって起こる可能性を探っていきたいと思います。



「認定農業者制度」・「認定新規就農者制度」について

「認定農業者制度」は、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするものです。

「認定新規就農者制度」は、新規就農者を地域農業の担い手として、育成するために就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した育成が重要とのことから、認定農業者制度と同様に市町村が青年等就農計画を認定します。市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施します。